

戸 倉 広

はしがき

- I 先史時代からフェニキアの植民
- II ローマの征服とローマ化
- III ローマの後継者西ゴート王国
- IV サラセン侵寇と国土回復運動
- V スペインの統一から現代まで

スペインにおけるローマ法

はしがき

この小論は世界各国のローマ法継受を考察するための一環として取り上げたものである。先にヨーロッパの中央部を構成する英・独・仏のローマ法継受については『専修法学論集』第十六巻に「近代世界のローマ法継受」を発表した。続いてヨーロッパ東部の事情を知るために『國士館法学』第六巻に「ビザンチン法小史—ビザンチン帝国におけるローマ法」を発表したので、それに対して西部ヨーロッパを取扱うために「スペインにおけるローマ法」を書くこ

とにした。

I 先史時代からフェニキアの植民

ヨーロッパ西部を占めるものはイベリア半島であり、現在はスペインとポルトガルの二国から成っているが、後者は僅かに半島の約六分の一を占めるに過ぎず、人口も約八七〇万にすぎない小国であるし、かつては両国が合体したこともあるので、スペインを以てイベリア半島全体を表現しても支障ないと思う。

イベリア半島の先史時代は明確を欠く。現在明らかにされている範囲では、クロマニヨン人が代表的な人種とされている⁽¹⁾。彼等が移住してから永河期がおとされたので、彼等は洞窟居住を開始し、カンタブリア山脈の北部沿岸やカタルニャ・バレンシア・アンダルシア等の東部から南部にかけての沿岸に多くの遺跡を残している。代表的なものは北部のアルタミラ洞窟絵画であるが、同じような洞窟絵画や岩陰絵画が数十箇所も発見されている。このクロマニヨンと他の人種との関係は明らかではないが、先ず東南部沿岸のアルメリーア地方から文明の曙光がさし始めた。そして紀元前二五〇〇年頃になるとアルメリーアからアンダルシア地方は部族的集落の地域として著しい発展を遂げつゝあつた。⁽²⁾ 紀元前二〇〇〇年頃になると東方からの航海者がアルメリーアを経て銅の鋳造技術と巨石宗教をイベリア半島にもたらし、次第に歴史時代に入ることになった。

紀元前一〇〇〇年頃になるとフェニキア人が植民地ガディル (Gadir) を開き、現今のかディス市の基をを作つた。

フェニキア人の海上雄飛に伴つて前六世紀頃からマグナ・グレーキア (ギリシア世界) の南イタリアやプロヴァンスからギリシア人が進出し、半島東部のイベリア人⁽³⁾が居住していた地域で活動を始めた。かくてイベリア半島の東部から南部にかけて地中海沿岸地方の富がフェニキア人とギリシア人の手によつて開発されている頃、半島の内陸部でも重大な事件が起きた。紀元前九〇〇年頃からケルト人がピレネー山脈を越えて内陸部の広大な地域を占拠し、鉄器文化を拡めた⁽⁴⁾。彼等とイベリア人との間には幾多の抗争があつたが、ローマが征服を始める頃までにはイベリア半島の主要な種族の分布は、大体において南部と東部にはイベリア種族、北部と西部にはケルト族、中央部にはケルト・イベリアの混淆族という状態となつた⁽⁵⁾。当時アフリカ北岸のフェニキアの植民都市カルタゴが隆盛となり、スペインの開拓に力を注ぐよくなつた。カルタゴの分身とも見るべき植民地がイベリア半島の東南沿岸に多く設定されたが、その中で有名なものがカルタゴ・ノヴァであった。この時に当りカルタゴは、ローマとの第一ポエニ戦争 (前二六四～前二四二) の結果シチリア島及びサルジニア島をローマに割譲しなければならなかつた。カルタゴの勇将にして有能な政治家ハミルカル・バルカスはローマに対する復讐を志し、資源開発のために息子ハンニバルを伴つてスペインに渡つた。ハミルカルはスペインを単に財政的資源を得るためだけではなく、好戦的な彼等住民を以て大々的にカルタゴ軍隊の補充を計らうとした。然るにローマは、既にその目をスペインの住民とその豊富な鉱山とに向けていた。そして第一ポエニ戦争 (前二一八～前二〇一) により前一〇九年に大スキピオ (Publius Cornelius Scipio, 235～183 B.C.)⁽⁶⁾ がカルタゴ・ノヴァを占領し、前一〇六年にはカルタゴの勢力をイベリア半島から完全に駆逐してしまつた。

- (1) 井上幸治編、南欧史、第一編スペイン史、一一四頁。
- (2) ピーベス著、小林一宏訳、スペイン、一一一頁。
- (3) イベリア人がいつ頃(7)から来たかについては未だ定説はない。ただローマ時代の或る文献にカスピ海の彼方の住民の一つとしてイベリ(Hiberi)、つまりイベリア人の名が挙げられていることは興味深い（小林一宏訳、スペイン、第二章註。井上幸治、スペイン史、一一七頁）。
- (4) 小林一宏訳、スペイン、一六頁。
- (5) 井上幸治著、スペイン史、二二八頁。
- (6) Spain, in Encyclopaedia Britannica.

III ローマの征服とローマ化

フュニキア人のスペイン植民は、その根柢において通商を目的とするものであったから、一時的なものに過ぎなかつた。「したがつて彼等の植民地統治は、極言するならば、スペインの歴史上あまり重要性を遺すものではない」。⁽⁷⁾ またギリシアは、カルタゴに対抗して、主としてフランス南部のリオン湾沿岸に多くの植民地を設けたが、ピレネー以南にはあまり力を注がなかつた。したがつて古代文明国の中では、スペインの地に初めて永久的な徹底的な勢力を扶植したものはローマである。ローマ人は彼等の制度をスペインに移植し、その区々たる村落を統一し、抜扈せる部族を統制して国家的統一の基礎(8)だけをなした。この意味において「スペインの歴史は、ローマ人がこれを獲得した時に始まる」といふべきである。

スペインのローマ化は決して容易なものではなかつた。ローマはこれを統治するため東北部のエブロ川流域をヒスパニア・キテリオル (Hispania citerior)⁽⁹⁾、西南部のグアダルキビル川流域をヒスパニア・ウルテリオル (Hispania ulterior) の二つの行政区域に分けた。⁽¹⁰⁾ 南部は当初から割合に良く治安が保たれたが、北部には頑強に抗争を試みるものがあり、紀元前一世纪の大半は戦闘に費された。然し反抗の中心地スマンティアも小スキピオ (Scipio Aemilianus, 185—129B.C.) の巧妙な策戦によつて遂に前一三三年に降服し、ローマの支配と文化に服すに至つた。その後なお幾分の騒乱はあつたが、特に重大な意義を持つものはない。たとえば前八〇年から同七一年に至る間にローマ人 Sertorius が叛旗を翻した際、彼を支持したスペインの住民は、既に彼等がローマ化したことと証するものである。⁽¹¹⁾ また西北山岳地帯に在る少数の未服従部族も、大体は紀元前六一年にこの地の統治者となつたユリウス・カエザルによつて征服された。このように、スペインは次第に而も着実な歩みを以て、ローマに服従して行つた。これと共に彼等がローマ化する上に好都合であつたことは、当時スペインにはローマ文化に比肩すべきギリシア文化またはフュニキア文化（カルタゴ文化）の影響が殆ど無かつたため、彼等が喜んでローマ文化を受け容れたことも見逃せない。それ故紀元前一世紀の半頃、即ちキケロ及びカエザルの時代には、少くとも南部地方は眞実のローマとなつた。その言語・教養・宗教が全くローマのそれと同一になつたことは、キケロやストラボが一致して記述しているところである。かつてフュニキアの植民地であったガディル（現在のカディス）は、カエザルの恩恵によつて municipium (ローマの自治都市) として市制上の特権が付与された。⁽¹²⁾ ガディルの市民は十分ローマ化したものと認定され、ローマ人としての身分上の特権が与えられたのは、イタリア以外に於ては實にガディ

ルを以て最初とする。したがつてスペインの生活は、幅広くローマ共和政時代の *praetor peregrinus* (外人係法務官) の告示による *ius praetorium* (法務官法または告示法) を法源とした。もちろん補助法として地方的な慣習法も認められたが、根本的には法務官の告示法が任地にある統治者によって施行された。

帝政時代に入ると、ローマはスペインの行政区をヒスペニア＝バエティカ (*Hispania Baetica* 首都コルンバ)、ヒスペニア＝タラコネンシス (*Hispania Tarraconensis* 首都タラコ、現在のタラコーナ) 及びルシタニア (*Lusitania* 首都メリダ＝アウグスタ、現在のメリダ) に再編成し⁽¹³⁾、第一の行政区は元老院領とし、他の二者は皇帝領とした。同時に、東南アンダルシアの地方では都市が発達し、豊かな背後地をもつカロニアのコルドバはローマの経済活動の中心であり、ガデイル (現カディス) その他の都市も栄えた。東南部にはローマのウベラが建設され、灌漑の工事も発達し、諸種の農産物の外に漁業・鉱山業・毛織業も行われた。鉱山は皇帝領内に多く、ポリビオスによれば1世紀には1万人以上の奴隸労働者を使用していた。ローマの政治的統一、都市生活の発展により、スペインのローマ化の過程が急激にすすみ、ラテン語を共通語として採用し、イグリア語は追放された。これと共に、スペインのキリスト教化がローマ化を側面から援助したことを見逃せないであろう。⁽¹⁴⁾ スペインのローマ化により、ローマ法の支配は、部族国家の古い家族制度や財産制度を解体せしめローマ的制度を施行した。カルドバ出身のセネカ父子を初めとして、弁護士として活躍した *Porcius Latro* や叙事詩人 *Lucanus*、評論家 *Quincilianus* 或はガデイル (カディス) の *Columella* 等多くの学者がローマ化した都市から輩出したのも偶然ではない。⁽¹⁵⁾ また政治的にみても、外国人にしてローマの執政官となつた最初の者はガデイル生れの *Balbus* であり、更に皇帝となつた者はセビリヤ生れのトゥヤヌ

ス及び彼の甥ハドリアヌスの両帝である。⁽¹⁶⁾ しかしとくにスペインは、文化的に見ても政治的に見ても、ローマの重要な部分をなすものであり、また財政的にはローマの宝庫であった。⁽¹⁷⁾ そして紀元一一一年には、カラカラ帝によつて全スペイン人にローマ市民権が与えられた。

このように観察していくと、ローマのスペインが、スペインのローマか判断に迷うほどであるが、これはローマの主権者が、スペインの各地に *Coloniae* (植民地) を造り、或は諸都市に市制上の特権を与えて幾多の *municipium* を認める等、あらゆる方法を以てローマ化を完全且つ迅速に遂行したがためである。⁽¹⁸⁾ この間におけるスペインの重要な法源は、法務官の告示法から次第に勅令となり、更にこれらを編纂した法典によるものとなる。第一世紀前半の「ベドロアム法典」(*Edictum Hadrianum*) も施行されたので、これはスペインにおける普通法の最初の法典となつた。その後、帝政の推移とともに、次第に皇帝の勅令が重要性を増すことになる。ハドリアヌス帝 (一一七年三月) からジオクレチアヌス帝 (一八四—一九〇年) に至る歴代皇帝の勅令を編纂した第三世紀末の「グレンガリウス法典」(*Codex Grgorianus*)、及びこれが補足法典とも見るべき第四世紀初めの「クルモゲニアヌス法典」(*Codex Hermogenianus*) も施行された。更に第五世紀前半に、東ローマ皇帝テオドシウス二世 (四〇五—五〇) が編纂した「ホホシウス法典」(*Codex Theodosianus*) も、西ローマ皇帝ヴァレンチニアヌス二世に依つて、自身の勅令と共にペペヤンに施行されたことが重要視すべき事実である。⁽¹⁹⁾ これと共に、ローマの著名な法律学者 *Papinius Paulus*、*Ulpianus*、*Modestinus* 等の著作が無数に招来されたことも注目すべきである。⁽²⁰⁾ かくてスペインの法律生地は、ローマの全土へ等しくなつた。ローマのスペイン支配は、この地域をして根本的にローマと化した。半蛮族的で

あり、半遊牧的であつたイグリトの住民が、強固な制度によつて新しい社会に変革し、文化・教育・政治・経済・法律・軍事の上に於て、ローマ市民としての規範によって精神的に変革を実現させた。謂わば新し⁽²²⁾ローマ国家が出現したわけであり、その「ローマ化はスペイン史上の核心をなすものである」。かくしてスペインの法律生活は、ローマ法を基盤としたもの上に打ちられたのであり、スペイン法はローマ法の原理、殊に人格・物権・債権等に関する法理を以て構成された、その後の法律発展の基調となり、永久にその力を失わない⁽²³⁾。實にローマ法によりて開拓され、深くいだを培養したスペイン法は、その後幾度か異民族の侵寇を受けたが、常にローマ法及びその法思想に立戻り、ローマ法の近代的領域を形成するに至るのである。

- (7) Martins, *The History of Iberian Civilization.* (transl. by Bell), Oxford. 1930. p.37.
- (8) Martins, id. pp. 39, 54.
- (9) 井上幸治著、ペペイント史、一一九頁。
- (10) Sertorius は平民党的 Sulla より、敗れてアフリカに退いたが、後ペペイント起きた西の反乱者にならなかった。日本ではローマや西地中海の政争など、日本に組んだペペイント人は既にローマ化したので見ゆぐれどある。
- (11) Municipium はいふては Martins, op. cit. pp. 43~54 は註證れどある。なお船田亭一著、ローマ法第1卷、10回一中間摘要。
- (12) Bauchhaupt, *Geschichte der Spanischen Gesetzesquellen von den Anfängen bis zur Gegenwart.* 1923. s.12.
- (13) Hispania Baetica はマグナ・ト・半島の南端地域である、共和政時代の Hispania ulterior は現在の Hispania Tarracenes が東北部や Hispania citerior の地域であり、Lusitania は現在のポルトガルを含む西部地域である。
- (14) 聖ペラゴが紀元前111年から前77年の間にペペイントで巡遊したルイジアニアは確実とされる（小林一宏訳、ペペイント、第三章 訳注11）。ペペイントのキリスト教化は、初期に於てはむしろローマ民族や反羅馬の「因みだらしあるが、やがてキリスト教がローマの國教となるに及んでペペイントは距離を取るのやめない精神的結合に進んだ。そのため異民族に征服されたローマ的神を失わず、ローマ法の要素を保持するに至る。
- (15) Seneca, Columella, etc. in *Encyclopaedia Britannica.* 井上幸治著、ペペイント史、1110—1111頁。
- (16) じぶんの皇帝は、実際におこなうローマの統治を示すものである。
- (17) スペインの鉱産物は、ローマにとって重要なのであり、殊に銀、鉄、銅、鉛などの鉱石等が耳へからローマ人の間に知られ彼等が渴望して止まぬのである。
- (18) Plinius の記するところによると、迦太基 coloniae が「municipium」が九ある。coloniae より municipium より差は殆ど無く、ムロッタス帝時代には最も遙かに遡る一視されるものだ。
- (19) 「ムロッタス法典」は紀元1世紀の著者がローマの法学者オットーが法務官を始めたばかりの政務官の詔勅法を編纂し、1111年の元老院によって承認された。ムロッタス帝によって発布されたのである。したがって編纂者の名にしたがって Edictum Julianum と呼ばれる。
- (20) Gregorius は Hermogenianus よりもアントニウス（現在のマヨルカ）の法律学校の教授であったと思われる。したがって同法典もむしろ私的の法書であるが、内容が良いため大いに利用されたので、第五世紀にテオドシウス1世によって法典として公認された。
- (21) Bauchhaupt, *Geschichte der Spanischen Gesetzesquellen.* p. 13.
- (22) Martins, op. cit. p.55.
- (23) A General Survey of Events, Sources, Persons and Movements in Continental Legal History, 1912. Boston. on. p.594.

III ローマの後継者西ゴート王国

イベリア半島は、第一ポエニ戦争以来六百余年間ローマの支配権に服し、ローマ法が本国と同様に施行されるようになつた。然るに紀元四一四年に、ゲルマン民族の中の西ゴート族(Visigotho)がピレネー山脈を越えて此の地に入し、西ゴート王国を建設したので、ローマの支配から独立することになった。この王国は第八世紀に至り、イスラム教徒の侵寇によつて「滅亡」するので、西ゴート王国の存続は三世紀間に過ぎない。然しこート族はその原住地ならびに移動の過程において、早くからローマ文化に接していたので、謂わばローマの後継者である。のみならず彼等征服者は、その数において、被征服者たる在来のローマ化したスペインの住民の何十分の一に過もなかつた。⁽²⁴⁾ したがつて法文化史的にみるならば、西ゴート王国の時代は、ローマ法とゴート族固有法の並存の時代と言つことができる。スペインで最初に編纂された法典は、国王アラリック1世(Alaric I, 482~507)が在來のローマ化した住民のために、五〇六年に発布した「西ゴートのローマ法典」(Lex Romana Visigothorum)⁽²⁵⁾ である。⁽²⁶⁾ この法典は通称「アラリック法典」(Breviarium Alaricianum)とよばれ、西欧における重要なローマ的法典として尊重され、他のゲルマン諸部族の法典編纂に大きな影響を与えた。

その後、ゴート族が定着するにしたがつて、彼等自身の固有法を、ローマ法典に倣つて編纂することになった。当時西ゴート王国には宗教上の問題があった。支配階級たるゴート族はキリスト教のアリウス派に属し、被支配階級たる

多数のローマ化したスペイン人はローマ教会に属するカトリック教徒であった。両派を調整する必要から、ンセスピン・エ王(Reccesvint, 653~672)は、聖職者の力を借りて両民族の慣習法を調整した“Forum Judicun”(裁判法典)⁽²⁷⁾ を六五四年に公布した。⁽²⁸⁾ この法典は、ローマ皇帝から最初に国王として認められたエウリコ^(Eurico, 466~484) が公布した「エウリコ法」(Lex Euricum)を始めとし、歴代国王の法令を含み、実にゴート族活躍の初期からの法令を編集したものである。⁽²⁹⁾ 同時に、宗教的民族的問題の調整を計つたものであるから、ゴート族の固有の慣習のみならず、屢々開催された宗教会議の決議事項(Canon)を多く含んでいる。しかも、編纂がローマ法の知識を有する聖職者の力によつたものであるから、相続・婚姻・法人・所有権・時効・契約等に関する法律はローマ法に一致している。それ故“Forum Judicun”はローマ法とゲルマン法とを系統的に体系づけた最初の大法典である。⁽³⁰⁾ この法典は前文のほか一一編五四章五七八条から成つており、全スペインに施行されることになった。第七世紀末に、征服民族たるゲルマンのゴート人と被征服民族たるローマ化スペイン人を、一民族として結合し融合するために施行されたのである。その後第八世紀となつて、イスラム教徒のサラセン人が侵寇したにもかかわらず、北部のアッソリヤス・レオン・カスティリヤ・ナバーラ等のゴート勢力の残存した地域に保持されて、後世に大きな影響を与えた。

⁽²⁴⁾ 西ゴートがローマの後継者であることは一般に認められるといふが、特にこの点を強調していふのは Vicens Vienes である(小林一宏訳、スペイン、第四章「ローマ帝国の追従者ビンゴーム王国」参照)。

⁽²⁵⁾ 一例を挙げるならば、中部高原地帯に定着した西ゴート人は八万ないし一〇万であり、東部沿岸地方にあつた在来の住民は三〇〇万ないし四〇〇万である(小林一宏訳、スペイン、1111頁)。

⁽²⁶⁾ アラリック法典はテオドシウス法典(Codex Theodosianus)、ペウルスの法書(Sententiae)及びガイウスの法学提スペインにおけるローマ法(正義)

體 (Institutiones) と稱へて作成されたものである。

◎ Forum Judicium は Liber Judicium 古事記 Liber Judiciorum また Liber Gothorum と称せられたが、またときに Lex Visigothorum と呼ぶ事もある。その後しばしば追加がなされたが、Egica (687~700) の指令も加わっている。

◎ Walton, Civil law in Spain and Spanish America. 1900. p.57.

◎ Sherman, Roman law in the Modern World. 1924. vol. I. p.270.

IV サラセン侵襲と國十回復運動

イスラム教徒サラセンのイベリア半島侵略は第八世紀の初頭に始った。サラセン領北アフリカ総督 Tarik は、先ず東ローマ帝国の残領セウタ (現在のモロッコ) を征服し、その船舶を奪ってセーイ年シグラルタル海峡を渡った。サラセン軍の侵略により最後の国王ロドリゴー (Rodrigo, Roderic, 710~11) は戦死し、西ゴート王国は滅亡した。三百年間に亘るサラセン軍の席捲によって、残留キリスト教徒は北部スペインの山岳地帯に駆逐された。サラセン軍は、更にピレネー山脈の東部を越えてガリアに侵入したが、この地に入りてから其の勢力が減退したため、七三一年ツールの戦においてフランスの宮宰カルル＝マルテルに打破された。以後は専らピレネー山脈の南部に留ったが、フランス王国の圧力、ノルマン人の侵入、カート貴族のノモンキスタ (Reconquista. 國十回復運動) などがあった。そのためサラセンの総督は次第に專制君主的地位を固め、遂にアブドゥル＝ラフマーン三世 (Abdal-Rahman III, 929~61)

オダバトアデラマン Abderraman) はカリフの称号を採用した。ハリジ西カリフ帝国は、バグダードに対抗してイスラム世界を一分する勢力となり、その後一世紀間は全盛を極めた。首都コルドバには大モスク (回教寺院) をはじめ三〇〇の回教寺院が建てられ、戸数は一〇万戸、人口は一〇〇万を数える世界最大の都市となつた。九六八年には早くも大学を創設して、ギリシア・ローマの古典を研究し、中世西欧世界には十分継承されなかつたプラトン・アリストテレスの文化を普及させ、まだカリフの図書館には六〇万巻の書物を蔵するという状態で、まさに文化の世界的中心となつた。⁽³⁰⁾ 然し第十一世紀になると早くもカリフ帝国は衰退し、各地の貴族が独立して小王国を建設し、サラセンの勢力は辛じて第十五世紀末まで継続するという状態となつた。

スペイン北部のキリスト教徒は、サラセン軍の侵寇を受けてから一世紀間は、自由の獲得とノモンキスタ (國十回復運動) のために必死の闘争を試みた。西ゴート王国が滅亡してから十年もたたない七一八年には、早くもカート最後の国王の甥ペラヨがアストリトベ王国を建設し、やがてソンオン王国と改称した。ソンオン王国の辺境の地は城塞が多くたためカスティリヤ (Castilla) と呼ばれたが、この地域の領主が第十世紀前半 (九二〇頃) に独立してカスティリヤ王国となつた。かくて第十一世紀となるや、レオン・カステリヤ・ナバーラ・アラゴン等の数箇の小国が並立するようになつた。これらのなかナバーラのサンチョ大王 (Sancho el Major, 1,000~35) は、東方はバルセロナを征服し、西方は結婚政策によつてカスティリヤと結び、勢力を得てスペイン国王と称した。やがて子供フェルナンード一世 (Fernando I, 1037~65) にカスティリヤ王国を譲つたが、フェルナンードもまた、結婚政策によつてレオンを併合し、西北部一体を統合して血のスペイン皇帝と称した。かくてキリスト教徒の國十回復運動の大事業が開始され

れ、スペインから次第にサラセン人とそれに従属するムーア人などを駆逐していく。一〇八四年には、カステイリヤ王アルフォンソ六世 (Alfonso VI, 1065~1109) は、遂にサラセン軍の根拠地トレードを占領した。一方ナバーラのサンチモ大王の第四王子が建設したアラゴン王国も、次第に発展し、ベルセロナを拠点として海外進出をなし、シチリア、サルジニア等を征服して強力な地中海勢力となりつつあった。かかる情勢の下に一一一一年にカステイリヤ王フュルナンデス三世 (一一一七~五) は、一一一六年にコルドバをカリフの宮殿や大モスクと共に占領し、統してセビーリヤを攻略した。ハリヒ於てイスラム教徒の勢力範囲は、グラナダ及びガデイル (カディス) 港附近に限られるハリヒになり、その放逐は単に時期の問題となって、キリスト教徒の国土回復運動はほぼ達成された。⁽³²⁾

国土回復の大運動と共に、通商貿易も次第に振興し、バルセロナに於て中世最初の海法典 “Consolato del mare” (スペインでは一般に *Consulado*) が編纂され、スペインの地中海沿岸諸都市に採用された。ハリヒは、スペインにおけるローマ法を見る上において注目すべきことである。と謂うのは、ハリヒの驚異に値する海法典は、ローマ法の法理に基いて編纂されたものであり、近代世界の海法および商法の根基をなしているからである。なお、カステイリヤ王国に於ても、まだローマ法に基づく中世第一の海法典たる「オノロン法典」 (Roles d' Oléron; Fuero de Leyron)⁽³³⁾ を採用して、通商貿易の方面においても活躍する第一歩を踏み出すことになった。また文化的には、カタゼンに刺戟されると共に、イタリアのボローニア大学の影響を受けることになった。法律学 (ローマ法と教会法) を主要科目とする大学が第十三世紀以降スペインの各地に設立されるハリヒになつた。即ち一一〇九年にはベレンシヤに、一一一九年に於て制定法としての効力を有するハリヒにめなつた。⁽³⁴⁾

かかる歴史の進行中に、中世スペインの最も偉大な立法者が現れた。それは「スペインのカスティリヤス」と呼ばれるカステイリヤの賢王アルフォンソ十世 (Alfonse X, 1252~84) である。ハリヒ “Fuero Real” を初めとして “Septenario” 及び “Espéculo” の二つの重要な法典を発布した。第一の “Fuero Real” はカステイリヤ王国の法律を編纂したもので、一一五五年の “Fuero de las Leyes” の名称で発布された。ハリヒの法典は、四編七二章五四五条から成り、当時実際に行われていた地方的特殊法を廃して、これを施行しようとしたものである。第二の “Septenario” は、先王フュルナンデス三世によるハリヒの編纂計画が立てられたのを彼が補助して公布したのである。然しこれを現行法として施行しなかったのが不幸か、書わば單なる法書の作成であった。第三の “Espéculo” は、一一五八年の “Especulo de todos los Derechos” (総ぐての法の鑑) として発布されたものであり、全体が五編五四章六五七条から成つてゐる。ハリヒは、カスティリヤスのローマ法および教会法の教書集 (Decretales) から採用した多くの法文がある。ハリヒ、西ilmの法典を以て、カステイリヤ王国の凶々たる法律を統一したのであると思われる。⁽³⁵⁾

アルファンソ十世は、その後十年間の努力によって、1116五年に有名な“Siete Partidas”の編纂を完成した。このものはヨーロッパの「学説法集成」(De gesta, seu Pandectae)を模倣して構成したものであり、言わばカスティリヤ王国の学説法集成である。“Siete Partidas”は、⁽⁴¹⁾ Hの判擇のよとに数名の未詳の法律学者によつて編纂された。彼等編纂者達は、第七世纪の西ゴート族の“Forum Judicum”を多く参照している。然し彼等の功績には無限の賞讃が与えられる。ところでは、彼等が完成した著作は頗る學術的であり、而も時勢の進運に応じたものであつたからである。実にスペインに於ては、未だ書いて見られた完全な法律学的著作であった。⁽⁴²⁾ それ故“Siete Partidas”は、カスティリヤ以外の他の王国にも甚大な影響を与えたのみでなく、現代スペイン民法典の根基となるものである。

“Siete Partidas”は、その名が示す如く (siete) 集 (partidas) に分かれて、一八二章一四七九条の法文から成り立つ。第一編はローマ教会の教会法集成であり、第二編は王の大権事項、行政官の権限、官制教育制度等に関する公法である。第三編は第五、第六編と共にローマ法の訴訟・民事手続・契約・相続・後見等の法律を抜萃したものである。第四編は身分法および封建制度に関するものであり、第七編は刑事法に関する規定である。各編にわたり屢々ヨハニスチニアヌス帝のローマ法を翻訳したといふがあり、また屢々註釈学派のローマ法に関する註釈を再録している。⁽⁴³⁾ 一体“Siete Partidas”を編纂したアルファンソ十世の真の目的は、第七世纪以来の“Forum Judicum”或は法律分裂時代の fueros (各種の法令)、更に略いへば王田身が編纂公布した“Fuero Real”をも廢止してこれに替えておとしたのであらう。以上のおこなう“Siete Partidas”の前文に「総くしての人民が、この法律の適用を受けるもの

で他の如なる法律または fueros による服するものではない」と命じてゐるからである。然し實際におこる“Siete Partidas”が余りにもローマ法的な改革であったためか、歴史に對する抵抗が現れたものと見えて、戦い罷、或は有効には施行されなかつた。そのため遂に第十四世纪の半頃となつて、王の曾孫アルファンソ十一世 (1311—1350) は、1314年と「アルカラ勅令」(Ordenamiento Alcalá) を発布した。この勅令によつて“Siete Partidas”は、カスティリヤの旧法、殊に自治体の fueros 及び “Fuero Real”に抵触しない限りは有効であるとした。⁽⁴⁴⁾ 卓越した“Siete Partidas”は単なる補助的法典としての效力を有する」となつた。内容的に見て中世スペインの最高の法典を單なる補助的法典と化し、一切の旧法に優先するところの権威を否定されたこととは、当時のスペインが如何に分裂が甚だしく、法生活が混沌としていたかを物語るものである。⁽⁴⁵⁾ スペインは完全に地方的に分裂し、各州、各都市、各村落は各自独自の法を有するところの状態であった。⁽⁴⁶⁾

(30) 井上幸治著、スペイン史、1310—1411頁。

(31) Spain, Fernando, etc. in Encyclopaedia Britannica.

(32) Sherman, Roman law. p.273.

(33) Consolato del mare は第十一世纪にイタリコのピサがスペインのバルセロナか、あるいは1115の都市の何れかに於て編纂されたものである。バルセロナの政務官によつて其の編纂計画が立てられたといふが、ピサ説の方が多いようである。たゞ Ortolan, History of Roman Law § 598; Encyclopaedia Britannica 等を参照せられた。

(34) Roles d' Oléron は、トランベガ海岸にベケー湖にあたるオロロン、第十一世纪後半に編纂された。ルイ七世の王后アンヌルが第二回十字軍に従軍したが、東方世界で Consolato del mare が尊重されたことを知つて、これに倣つて海事裁判の判決録を編纂せたものである。

- (35) Sohm, Institutes of Roman Law. (transl. by Ladlie) 1907. pp.150-51.
- (36) Sherman, Roman Law. p. 276.
- (37) F uero Real が憲法や裁判所の権限を規定する Fuero de las Leyes である。この憲典はまた Fuero del libro 痛は Fuero Castellano または Libro de los Concejos de Castilla とも呼ばれる。
- (38) A General Survey of Events, etc pp. 620-21.
- (39) たゞ、マヌエラ・オビエドは十二世紀に教皇アレクサンデル六世によって作成された Jacobo de las Leyes (Jaime Ruiz による) と Oviedo の区別が Fernando Martinez による著名な法律学者 Roldan が Siete Partidas の編纂に参加したためである (A General Survey of Events,etc. p.654)。
- (40) A General Survey of Events,etc. p.261.
- (41) Forum Judicum が第十二世紀の司法裁判所 Fuero Juzgo と名前が変わった。ただし原本はラテン語でないのがベトマハ語は羅馬語である。
- (42) Walton, Civil Law in Spain. pp.75-76.
- (43) Sherman, op. cit. p.278.
- (44) Walton, op. cit. p.76; A General Survey. p.623.
- (45) id.
- (46) Sherman, op. cit. pp. 273-4.

V ベルトの統一から現代まで

アルバ・ハサウエーの原からの文献と類似の憲法が出てきたが、国内の図々たる政治情勢がいかがを許す

れなかつた。然るに第十五世紀の後半となりて、カステリャの王女イサベルとアラゴンの王子フェルナンドが結婚（1474年）するに及んで、ベルトの政治的統一は急速に進展するに至つた。イサベルは1474年に王位に就き、フェルナンドは1479年に王位に就いた。その後カルロス1世（カルル五世、1516-1556）の時代には、単にベルトの統一のほか、神聖ローマ帝国皇帝としてフランスを包囲する全ヨーロッパの支配権を掌握した。先に、イサベル女王の援助の下で、コロンブスが新大陸を発見したのが動機となつて、海外に広大な植民地を有するようになつた、「ベルト領は太陽の没するところだ」（⁽⁴⁷⁾）とされた。カルル五世は1556年に退位し、神聖ローマ帝国の帝位を弟フェルナンド一世に与え、ベルトの王位とその国土资源とはネーデル蘭など、イタリア及び海外の広大な植民地と共に王子フェルナンド（Felipe II, 1556-98）に譲られた。フェルナード一世は神聖ローマ帝国の帝位を得なかつた代りに、フェルガル王統の断絶に際じての王位を兼ね、これに従属するアフリカ及び東印度の広大な領土と豊富な財源とを獲得して、ベルトの黄金時代に君臨し、世界に雄視した。剛腹な彼は、その死に至るまでも、国力の発展と全領土に亘る政治的断行を怠らなかったため、却つてネーデル蘭は叛旗を翻してオランダの独立（1581）となり、また彼が誇つたアルマダ（黒船事件）は英國に敗れて（1588）、海上権は英國に移るに至つた。

ベルトの政治的統一が実現する、出来のカスティーリャの法は時代に適わないと不完全なものだったので、イサベル女王はモンタルボ（Alfonso Diaz de Montalvo）に新法典を纏纂する命令を出した。彼はその事業を完成し、

それと「Ordenanzas reales de Castilla」いう名称をうけて一四八四年に公にした。このものは一般に「モンタルボ博士の法令集」(Ordenamiento del Doctor Montalvo)と呼ばれるようになつた。この中には行政・訴訟・民事および刑事に関する一一六三条の法令が集録されてゐる。この法令集が実際に施行されたか或は単なる法書に過ぎなかつたかは疑問ともねじふる。何故かと言えば、このものは著しく不完全にして欠点が多い。集録された法令の中には、原本からではなく副本から採用したものもあれば、或は既に腐朽したので廃止された法典から抜萃したものもあり、更に甚だしきは出所不明のものもある。それ故、明確な整然とした法典が編纂される」とは依然として要望され⁽⁴⁹⁾た。かくて一三四八年の「アルカラ勅令」も「モンタルボ博士の法令集」も、共に民族的な慣習法と普遍的なローマ法との背反を調和することができなかつた。時代の趨勢は、権威ある統一法典の完成を要求しながら、事実はこれに応ずる」とが出来なくて、空しくもがいていようとするのが当時の実状であつた。そのため一五〇五年のトトレードの會議に於て「トトレード法」(Leyes de Toro)が発布されたことになつた。この法律は、一五一五年の「Fuero Real」一一六五年の「Siete Partidas」その他の既存していいた法律を補足する目的を以て発布された。したがつて「トトレード法」は僅か八三条の法規から成つてゐるのみであり、而もその配列は系統的ではない。それにも拘らず、この法が発布された当初は頗る重要視され、カスティリヤに於ては優先的に取扱われた。「トトレード法」は、民族的な慣習法とローマ法との調和を計つたものであるが、むしろローマ法に近いものである。この法律がローマ法の法理を多く採用しているため、「Siete Partidas」に従前より広い効力を生ぜしめる」とになつた。然し「トトレード法」が、カスティリヤの法源に関して「アルカラ勅令」の効力を再確認していながら、「Siete Partidas」は依然として補助

的法典としての地位に留められた。かくて折角の「トトレード法」も、なおスペインの混乱した法律を救済する」とはできなかつた。

当時スペインには、尚おイスラムのサラセンが氣息奄奄とした状態ではあつたがグラナダを中心として存在していた。それを、イサベルとフェルナンンド両カトリック王が、一四九一年(コロンブスが新大陸を発見した記念すべき年)にイベリア半島から放逐してしまつた。然し、イスラム教徒がスペインを征服してから、約八世紀間に植えつけた法制の中には、その後にも残存するものが少くはなかつた。彼等の法は、主としてコーラン(イスラム教典)と東ローマ帝国から採用したローマ法とから成つた優れたものである。殊に耕作と灌漑とに関する法規は著しく進歩したものであり、後世に大きな影響を与えることになつた。かくて、アラゴン王ハイメ一世(Jahme I)がバレンシアを征服してイスラム教徒を追放したとき、「灌漑に関してはサラセンの法律に従うべきである」と命じ、また、グラナダを征服したフェルナンンドとイサベル両王もサラセンの灌漑法を留保した。現代スペインの灌漑法の多くは、サラセン人に起源するものである。⁽⁵¹⁾

スペインの政治的統一が完成されたつた時、法律の統一は未だ実現せず、依然として混沌とした状態を続けていた。然し何れの法律体系の中にも、ローマ法の要素が明確に見られ、やがてローマ法を基盤とする統一法典が結実すべき傾向が見られる。これと共に法学の分野においても、ボローニアにおける註釈学派の隆盛に刺戟されて、スペインに於ても幾多の大学が設立され、法学の研究が興隆し、ローマ法及び教余法の知識を有する学者が続出して要求を充たした。既に第十三世紀に、イタリア人の Jácome Ruiz がカスティリヤのアルフォンソ賢王の家庭教師となり

“Flores de las leyes” から摘要書を翻したが、既に著述した “Siete Partidas” などとの摘要書から多く採用されたと謂われる。第十四世紀には、Plasencia の司教 Fernando Martinez &、名理家 Roldán & “Siete Partidas” の編纂に参与したと謂われる。Alfonso Diaz de Montalvo (Valbuena) が “Fuero Real”⁽⁵²⁾ の著述書および「アルカラ勅令」の著述書を著したが、彼はまた教会法学者として有名であった。更に、第十五世紀から第十六世紀にかけては、大法学者 Montalvo & Carvajal がいた。二者共にイサベル女王の王室顧問であり、カステリャの法律編纂に貢献した。Alfonso Diaz de Montalvo が “Repertorio de derecho” と幅広い法律辞典を作成した外に “Fuero Real” 及び “Siete Partidas” の著述書を著し、また法律学校を開設して有名である。Galindez de Carvajal は、法学の教授としてのみならず弁護士としての名声を馳せた。また、モローリアの穀学アックルシウスの「大著述書」を修正して公にした Antonio de Nebrija も、イサベル女王の法律顧問であると共にサラマンカ大学の教授として令名の高かった Juan Lopez de Vivanco を挙げねじがでゐる。その他、スペインのベルトルズと称せられた Covarrubias、或は “Siete Partidas” と翻して著述書を出した Gregorio Lopez も、「フェノーネ法」について著作を出した Antonio Gomez、更に後述するヘラクルーの “Nueva Recopilación” について著作した Acevedo、或はカスチーリアの「追加勅令」や、フランシスの穀学ヨーハン・バント回で著述した Antonio Augustin、更に国際法学者としてヘラクルーの先駆をなすサラマンカ大学教授 Francisco Vitoria も、戦争に関する法を書いた Vasquez Menchaca 等無数に挙げねじがでゐる。⁽⁵³⁾ これらは、當時世界を睥睨したスペインの黄金時代を飾るにあらわし、学界の状況であった。⁽⁵⁴⁾

スペインの官僚政治の基礎が鞏固となり、カルロス一世 (カルル五世) やヘラクルーの專制君主政が確立すると、勅令や典範が多くなり、立法事業に於いては田舎者によるのがなかつた。カルロス一世は、1513年 Pedro Lopez de Alcocer は新法典の編纂を命じた。然し Alcocer は目的を達しないで死去し、その後、任命された委員も失敗に終つたので、遂に法典の編纂は実現しなかつた。カルロスの後継者ヘラクルーのところ Bartolome de Arriete が議令の法・王の勅令・典範等を集録し、王が前文と “Nueva Recopilación” による名称を付けて 1564年に発布した。この法典は、九編一一四章三三九一条から成り、アルフォンソ十世の “Fuero Real” 及び “Siete Partidas” 以来実際に効力を有していた総じての法律を記録したものである。この中には “Forum Judicum” が「タルボ博士の法令集」・「アルカラ勅令」よりも「ヌエーネ法」等の殆ど全部とが、その後の勅令や命令と共に収録されるでいるが、系統的に整理されてはいない。“Nueva Recopilación” は、既存の法律を一層明瞭且つ確實なものへとしたのであるが、その出来上、た結果は予期に反して甚だ勞しかひれるものであった。極端であるならば、1584年の「モンタルボ博士の法令集」に其の後の法令や勅令を追加したのと異ならない。したがつて “Nueva Recopilación” は、旧来の法典を廢していふことなく、カステリャ法の混沌状態を依然として救済せねばならなかった。然しこの法典が、カステリャの統一法典を作成しようとする意図のものと編纂されたものであり、スペインの統一法典作成運動の先駆をなすものである。これが證められるのである。⁽⁵⁵⁾

その後、フェリペ五世 (Felipe V, 1700~46) は、祖父のフランシスコ王の十四世の立法を承認して 1703年に 11 九章より成る “Ordenanza de Bilbo” を発布した。⁽⁵⁶⁾ この法令は、ビスケー湾に面する都市ビルバオの商業的発展の

ために、必要に迫られて制定したものであるが、スペイン商法の一大進歩を示すものである。またフェリペ五世はカタルーニヤ・マヨルカ・バレンシア及びアラゴンに行われていた相異なる公法を廃したのみならず、バレンシアの古い特殊な私法をも廃棄した。然しあラゴン・マヨルカ・カタルーニヤ及びバスク州の相異なる私法を廃止することは出来なかつたのみならず、カステイリヤの法律は総べて廃棄することができなかつた。その後の諸王の努力にも拘らず、各地は第十九世紀まで各自固有の私法を保持していた。

第十九世紀になると、著名な法律学者 Juan de la Raguera Valdelomar は、先にフェリペ一世によつて発布された “Nueva Recopilación” を修正し、更にこれに追補して一箇の法典を作成した。これを “Novísima Recopilación de las leyes de España” として一八〇五年カルロス四世が発布した。この法典は膨大なもので、全六巻一一[編三]四一章四一四二条から成り、第十五世紀から当時までの法令が収録されている。カルロス四世の布告文に「この法典はすべての旧法に優先するものである」と明記している如く、この法典はカステイリヤの法律としてのみではなく、 därerならば全スペインに適用し得るようになると編纂したものである。然し、第十九世紀になつてからの編纂物としては余り感心できない。編纂の年代という観点から考察すると、これよりも一〇〇余年前の “Forum Judicum” 或は六〇〇年前の “Siete Partidas” ⁽⁵⁹⁾ に比較して遙かに劣るものである。それ故、この法典はフュリペ一世の “Nueva Recopilación” もアルフォンソ十世の “Siete Partidas” も共に明確には排除することができなかつた。結局、この法典もまた単なる補助的法典としての役割を果たすに過ぎなかつた。その理由は、この法典が一三四八年の「アルカラ勅令」及び一五〇五年の「トレード法」によつて明示されたスペイン法源の優先順位を除却しなかつたからである。⁽⁶⁰⁾

たがりの“*Novísima Recopilación*”が発布された以上、既にスペインの法律を煩雑にしたことになつた。

この法典が発布された数年後、一八一一年及び一八一三年に部分的な法典が作成されたが、その立法はローマ法を基調として、人および物に関する法規を改正した。特に財産法は直接ローマ法の法規を以て根本的に改正された。⁽⁶¹⁾そして一八三〇年には商法典が発布され、民法と商法との区別が明確にされた。この商法典は、一八〇七年のナポレオン⁽⁶²⁾の商法典を模範としたものであるが、これよりも遙かに優秀であり、スペインにおける最初の現代的法典である。この商法典の成功が動機となって、やがて統一民法典の完成へと向うのである。然しその事業は、日本民法が一八九年に編纂された場合と等しく、なかなか困難であった。八年間の努力によつて出来あがつた一八五一年の民法草案も廃案にされてしまった。一八八〇年には、カステイリヤの法律と地方的法律とを融合して、統一法典を編纂しようとする計画が立てられたが、これもまた成功しなかつた。それほど、各地には固有の私法を固執しようとする欲望が強かつた。然し時勢の進運につれて、この弊風も次第に衰退した。そして民法以外の統一法典として、一八七〇年には刑法典が、一八八一年には民事訴訟法典が、一八八二年には刑事訴訟法典が、各自編纂されて時代の要求に応ずることになった。かくて、一八八五年に再び民法典の編纂事業が開始され、三年後に統一スペイン民法典が完成した。この法典は、母后マリア・クリスティーナの摂政の下に幼王アルfonso十三世（一八八六—一九三一。一九二一年の革命によりフランスに亡命）によつて発布され、一八八九年から施行された。⁽⁶³⁾「スペイン民法典」は、ローマ法に基づいて編纂された一八〇四年の「ナポレオン法典」を模倣している。然し模倣しているとは言え、八五年間の歳月と法律学の進歩とは「スペイン

「民法典」をついに翻訳術の進歩した法典として記述が充てられ⁽¹⁵⁾。この法典の出現は、ベーバーによるヨーロッパ法の役割を一層明だめた心臓であるからである。

井上耕道編「ベーバー法」11回目。

48 彼は *Repertorio de derecho* における法典叢書をはじめ *Fuero Real* 及び *Siete Partidas* を題する法叢書を著してゐる。

49 A General Survey of Events, etc, p. 625.

50 A General Survey of Events, etc. pp. 633~34,

51 Walton, Civil law in Spain. p. 63.

52 ルイ・ラトランの著述集は、A General Survey of Events, etc. pp. 654~55 である。

53 アクシス (Accursius, 1182~1260) はヨーロッパ大都市の教職員である。Glossa ordinaria (聖書註解書) がヨーロッパで最も一般的な註解書である。彼の著述 Commentarius (ルイ・ラトラン法典註解書) はベーバーの著述集に於て一書種別として施行されたと思われる權威あるものである (Colquhoun, Summary of the roman civil law § 628)。

54 バルトロ (Bartolus, 1314~57) は後期註解者派 (Post-Glossatoren) の驅け手であり最大の著述者、ハラハバの裁判所では、良き平決の「バーノンの平決」の著者でもある。彼の著述 Commentarius (ルイ・ラトラン法典註解書) はベーバーの著述集に於て一書種別として施行されたと思われる權威あるものである。

55 フィリップス (Philips, 1389~1460) はヨーロッパ大都市に於ける Santiago de Compostela & Juan Garciael Hispano & Teseo Valenti 及び Raimundo de Penafort の諸教授は何れもスペイン人であった。Raimundo の母は著名な教宗法典である、「教宗法典」の著者である「アントニオ・カルモナ」の有名な著述者である。また大学の教授 Pedro Hispano 及び Cardinal Torquemada もスペイン人である。後者は「カルモナ・カルモナ教皇の法典」の著者である有名である。

56 A General Survey of Events, etc. pp. 661~63.

57 Sherman, Roman Law. op. cit. p. 287.

58 Walton, Civil law in Spain. p. 79.

59 id ; A General Survey, op. cit. p. 679.

60 A General Survey, op. cit. pp. 691~92.

61 ルイの著述集は、ヘンリエッタ・モルトの「ヘンリエッタ・モルトの著述集」である。

62 Sharman, Roman Law, op. cit. p. 289.

63 Sherman, id. p. 289.

64 Sherman, id. p. 290.